

市民団体活動室利用基準

平成27年 4月13日 部長決裁

1 利用条件

市内に住所を有し、下記の(1)～(4)に該当する5人以上の団体とする。

- (1) 八潮のまちづくり・振興を目的とする団体
- (2) 連盟、協会、協議会、など単位団体をまとめている団体
- (3) 八潮市域を対象としているボランティア活動団体
- (4) 八潮市域を対象としている福祉活動団体

2 申請方法

利用希望団体は、「市民団体活動室 利用申請書」(様式1)を、下記の必要書類とともにやしお生涯学習館 市民活動支援コーナー(以下「市民活動支援コーナー」という。)へ提出する。
申請期間は毎年度5月1日～5月20日とし、期間外の申請は随時受付とする。

(必要書類)

- ・ 前年度事業報告書、決算書 ※その年に発足したばかりの団体については免除する。
- ・ 当該年度事業計画書、予算書
- ・ 会則(規約)、会員(役員)名簿

3 利用の決定

市民活動支援コーナーは、申請に基づいて「市民団体活動室利用決定通知書」(様式2)を発行する。

4 利用期間及び時間

(利用期間) 毎年6月1日から翌年5月31日までの1年間とする。ただし、申請期間外に申請を行った団体の利用期間は、決定の日より翌年の5月31日までとする。

(利用時間) 休館日を除き午前9時から午後9時30分までとする。

5 利用方法

- (1) 市民団体活動室を利用する場合は、市民活動支援コーナーに設置してある予約簿に記入し、利用するものとする。なお、予約は利用する日の属する月の3ヶ月前の月の初日から、先着順で行うものとする。ただし、更新が行われなかった場合次年度にまたがった予約は取り消しとなる
- (2) 利用は1日1回4時間を限度とする。
- (3) 利用する内容は、原則として「会議・打合せ及びそれに伴う軽作業」とする。
実技「講演会、実技指導を伴う講演、講習、練習会など」や、机、椅子の配置を換えたり部屋を汚したりする内容の活動は不可とする。
- (4) 市民団体活動支援コーナーは、必要に応じて利用団体に対して、利用方法の説明会を実施するものとする。

6 キャビネットの利用

- (1) 市民団体活動室に設置してあるキャビネットの利用は、利用期間中、1団体につき1個とする。
- (2) キャビネットは自主管理とし、各団体が責任を持って管理するものとする。
キャビネットの中には貴重品、危険物、食べ物は置かないこととする。
- (3) キャビネットの利用については、申請期間内に申請が行われたものについては抽選で決定し、期間外に申請が行われたものについては空きがあった場合、先着順で決定するものとする。

7 プロジェクターの利用

- (1) プロジェクターは市民団体活動室の利用団体に限り、無料貸し出しとする。
- (2) プロジェクターの利用については、利用希望日の1週間前までに、2階 市民活動支援コーナーにて申し込み手続きを行うものとする。
- (3) プロジェクターの使用は、原則やしお生涯学習館内のみとするが、市内で実施する市民活動で特に必要と認めた場合は、この限りではない。